

知的財産戦略専門調査会の設置等について

平成 14 年 1 月 30 日
総合科学技術会議

1. 総合科学技術会議令第 2 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に知的財産戦略専門調査会を設置する。

知的財産戦略専門調査会は、我が国全体として、研究開発投資の拡充に対応した成果の創出と確保を図り、国際競争力の強化に結びつけるため、知的財産の保護と活用に関する総合的な戦略について調査・検討を行う。

2. 総合科学技術会議令第 1 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に、知的財産に関して調査・検討を行う専門委員を置くことにつき内閣総理大臣に意見具申する。